

工事請負契約締結について

工事請負に関し、次のように契約を締結する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 工 事 名 一般県道砂原四方寄線（池上工区）花園高架1号橋橋梁上部工  
工事
- 2 請 負 金 額 934,230,000円
- 3 契約の相手方 ピーエス三菱・東陽道建設工事共同企業体  
代表者 熊本市中央区上水前寺1丁目9番15号  
株式会社 ピーエス三菱 熊本営業所  
営業所長 松尾 泰治  
  
熊本市東区上南部2丁目6番1号  
東陽道 株式会社  
代表取締役 東 誠二

（提出理由）

工事請負契約締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第2条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。